

新旧対照表

新							旧					
高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱							高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱					
第1条から第3条まで省略							第1条から第3条まで省略					
(補助対象経費及び補助率等)							(補助対象経費及び補助率等)					
第4条 補助対象経費及び補助率は、次に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。							第4条 補助対象経費及び補助率は、次に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。					
事業区分	事業名	補助対象経費	研修期間等	補助対象事業費上限額	補助率	備考	事業名	補助対象経費	研修期間	補助対象事業費上限額	補助率	備考
短期研修事業	短期研修	短期研修開催に要する次の経費とする。 ・案内チラシ ・パンフレット作成費 ・指導者への謝金及び旅費 ・ホームページの作成費 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・材料代 ・その他知事が認めるもの	5日以上（研修1日目から最終日までが3ヶ月未満であれば研修日が連続していなくても可とする）	1研修当たり30万円/年。 指導者への謝金について日額9,000円を上限とし、複数指導者による研修を実施する場合も謝金の合計額は同額を上限とする。	3分の2以内	・研修中の滞在費、研修地への往復の旅費等は研修生自身の費用負担とする。 ・研修生と指導者が3親等以内の場合は補助対象外。	短期研修事業	短期研修開催に要する次の経費とする。 ・案内チラシ ・パンフレット作成費 ・指導者への謝金及び旅費 ・ホームページの作成費 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・材料代 ・その他知事が認めるもの	5日以上（研修1日目から最終日までが3ヶ月以内であれば研修日が連続していなくても可とする）	1研修当たり30万円/年。 講師への謝金について日額9,000円を上限とし、複数指導者による研修を実施する場合も謝金の合計額は同額を上限とする。	3分の2以内	・研修中の滞在費、研修地への往復の旅費等は研修生自身の費用負担とする。 ・研修生と指導者が3親等以内の場合は補助対象外。
長期研修事業	研修環境整備	補助対象経費は、研修場所や後継者の確保、育成に必要な備品購入等にかかる経費とする。 ・研修用道具の購入又はリース料 ・修繕費 ・その他知事が認める		30万円/年	3分の2以内	・上限額は、研修生を受け入れる事業者ごととする。 ・ただし、研修用道具については、研修の用に供すべき物が無い場合	研修環境整備事業	補助対象経費は、研修場所や後継者の確保、育成に必要な備品購入等にかかる経費とする。 ・研修用道具の購入又はリース料 ・修繕費 ・その他知事が認める		30万円/年	3分の2以内	・上限額は、研修生を受け入れる事業者ごととする。 ・ただし、研修用道具については、研修の用に供すべき物が無い場合に限る。

	もの				に限る。 ・学校形式による育成施設については、上限額に受入者数をかけた範囲内を上限とする。		もの				・学校形式による育成施設については、上限額に受入者数をかけた範囲内を上限とする。
研修生補助	補助対象経費は、研修生に支給する研修補助金等とする。 ・図書教材費 ・道具代 ・原材料費 ・研修視察費 ・研修生受入生産者等との連絡会等への参加費 ・損害保険料 ・研修中の生活費 ・その他知事が認めるもの	3か月以上2年以内。1か月における研修日数は原則として20日以上。	研修生1人当たり月額15万円	3分の2以内	ただし、指導者とは別生計である者。	研修者受入事業	補助対象経費は、研修生に支給する研修補助金等とする。 ・図書教材費 ・道具代 ・原材料費 ・研修視察費 ・研修生受入生産者等との連絡会等への参加費 ・損害保険料 ・研修中の生活費 ・その他知事が認めるもの	3か月以上2年以内。1か月における研修日数は原則として20日以上。	研修生1人当たり月額15万円	3分の2以内	ただし、指導者とは別生計である者。

<p>研修受 入生産 者等補 助</p>	<p>研修受入生産者等に支 給する謝金とする。</p>		<p>研修受入生 産者等 1 人 当たり月額 12 万 5 千円。 ただし、研修 受入生産者 等が、複数の 指導者によ る研修を実 施する場合 は、研修生 1 人当たりにつ き月額 12 万 5 千円と する。</p>	<p>10 分 の 10 以内</p>	<p>・月額 5 万円 までの補助率 は 10 分の 10 以内。 ・月額 5 万円 を超え 12 万 5 千円までの部 分の補助率 は、3 分の 2 以内とする。 ・研修生と受 入生産者等が 3 親等以内の 場合は補助対 象外。</p>	<p>研修受入生産者等に支 給する謝金とする。</p>		<p>研修受入生産 者等 1 人当 たり月額 12 万 5 千円。ただし、 研修受入生産 者等が複数の 指導者による 研修を実施す る場合は、研修 生 1 人当たり につき月額 12 万 5 千円とす る。</p>	<p>10 分 の 10 以内</p>	<p>・月額 5 万円ま での補助率は 10 分の 10 以内。 ・月額 5 万円を 超え 12 万 5 千 円までの部分の 補助率は、3 分 の 2 以内とす る。 ・研修生と受入 生産者等が 3 親 等以内の場合は 補助対象外。</p>
<p>学校運 営補助</p>	<p>学校形式による育成施 設の管理に関する経費 とする。</p>			<p>3 分 の 1 以内</p>	<p>他の補助事業 の対象経費を 除いた事務管 理費の 3 分の 1 以内を上限 とする。</p>	<p>学校形式による育成施 設の管理に関する経費 とする。</p>			<p>3 分 の 1 以内</p>	<p>他の補助事業の 対象経費を除い た事務管理費の 3 分の 1 以内を 上限とする。</p>

<p>販路開拓・プロモーション事業</p>	<p>販路開拓・市場調査</p>	<p>長期研修修了生が行う国内外での販路開拓・市場調査に要する次の経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費 ・専門家謝金 ・広告宣伝費 ・会場借上料 ・印刷製本費 ・資料購入費 ・映像制作費 ・デザイン料 ・ホームページ作成費 ・委託料 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・翻訳料 ・通訳料 ・展示会等への出展等にかかる小間料 ・小間装飾料及び備品借上料 ・その他知事が認めるもの 	<p>1年以内 (事業期間)</p>	<p>1事業者あたり50万円/年</p>	<p>3分の2以内</p>	<p>事業者とは、産地組合又は当該補助金を活用した長期研修修了生とする。</p>	<p>販路開拓支援事業</p>	<p>長期研修修了生等が行う国内外での市場調査に要する次の経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費 ・専門家謝金 ・資料購入費 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・翻訳料 ・通訳料 ・その他知事が認めるもの 	<p>1年以内</p>	<p>1産地組合当たり70万円/年</p>	<p>3分の2以内</p>	
-----------------------	------------------	--	------------------------	----------------------	---------------	--	-----------------	--	-------------	-----------------------	---------------	--

(対象研修生)

第5条 各事業区分における対象研修生は、以下のとおりとする。

1 短期研修事業における対象研修生は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 伝統的工芸品等産業について、技術習得希望者であること。

(2) 義務教育を終了し、研修開始年の4月1日現在において15歳以上65歳未満である者。

(3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。

2 長期研修事業における対象研修生は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 伝統的工芸品等産業に就業意思のある新規就業希望者で、伝統的工芸品等産業に従事していない者。

(2) 義務教育を終了し、研修開始年の4月1日現在において15歳以上65歳未満である者。

(3) 対象研修受入生産者等の工場や加工場のある市町村に居住している者。

(4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。

3 販路開拓・プロモーション事業の対象となる長期研修修了生は、次の各号の全てに該当する者とする。なお、産地組合が申請を行う場合でも、主たる事業の実施者は長期研修修了生とする。

(1) 事業開始年の4月1日現在において伝統的工芸品等産業に従事している者。

(2) 高知県内に居住している者。

(3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。

(対象研修受入生産者等)

第6条 短期研修事業及び長期研修事業における間接補助事業者となる研修受入生産者等は、次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 伝統的工芸品等の指定又は認定を受けた団体又は生産者

(2) 伝統的工芸品等の指定又は認定を受けた団体から推薦を受けた生産者

2 前項に該当する研修受入生産者等は、次の各号の全てに該当すること。

(1) 伝統的工芸品等産業の経験が10年以上の指導者を1名以上確保すること。

(2) 研修を行う伝統的工芸品の研修施設を持つこと。

(3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

3 販路開拓・プロモーション事業における間接補助事業者となる産地組合とは、伝統的工芸品等を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合等をいう。

(対象研修生等)

第5条 短期研修事業、研修環境整備事業及び研修者受入事業における対象研修生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 伝統的工芸品等産業に就業意思のある新規就業希望者で、伝統的工芸品等産業に従事していない者。

(2) 義務教育を終了し、研修開始年の4月1日現在において15歳以上65歳未満である者。

(3) 対象研修受入生産者等の工場や加工場のある市町村に居住している者(ただし短期研修に参加する者は除く)。

(4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。

2 販路開拓支援事業の対象となる長期研修修了生等は、第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号及び第4号に該当する者とする。

(1) 前条における長期研修を修了した者であり、事業開始年の4月1日現在において伝統的工芸品等産業に従事している者。

(2) 前号の他、研修者受入事業を実施した産地組合が推薦する者であり、かつ、事業開始年の4月1日現在において伝統的工芸品等産業に従事している者。

(3) 高知県内に居住している者。

(4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。

(対象研修受入生産者等)

第6条 短期研修事業、研修環境整備事業及び研修者受入事業における間接補助事業者となる研修受入生産者等は、次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 伝統的工芸品等の指定又は認定を受けた団体又は生産者

(2) 伝統的工芸品等の指定又は認定を受けた団体から推薦を受けた生産者

2 前項に該当する研修受入生産者等は、次の各号の全てに該当すること。

(1) 伝統的工芸品等産業の経験が10年以上の指導者を1名以上確保すること。

(2) 研修を行う伝統的工芸品の研修施設を持つこと。

(3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

3 販路開拓支援事業における間接補助事業者となる産地組合は、次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 伝統的工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合等。

(2) 伝統的特産品を製造する生産団体。

(研修期間等)

第7条 第4条の規定による長期研修事業の対象となる研修の期間は、研修生1名につき3か月以上2年以内とし、1か月における研修日数は、原則として20日以上とする。ただし、月途中の研修開始又は事故・病気等、または受入先が定める休暇(土日・祝日、長期休暇等)の理由が生じた場合、この限りではない。

2 2年を超える研修を行う事を妨げない。ただし、2年を超える期間については、補助対象としない。

3 第5条第3項に該当する長期研修修了生の補助対象期間は、次の各号のいずれかによる。

(1) 令和6年度までに長期研修を修了した者は、令和7年度から令和9年度までの3年間。

(2) 令和7年度以降に長期研修を修了した者は、修了翌年度から3年間。

(研修内容等の検討及び状況確認)

第8条 補助事業者は、第4条の規程による長期研修事業を実施する場合、事前に研修生個別の研修カリキュラムを確認し、また、定期的に研修実施状況の確認を行い、研修修了後は、研修日誌を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条の規定による長期研修事業を実施する場合、研修を開始して3ヶ月を経過した時点で、定期的な研修実施状況の確認に合わせて研修生の適性を確認するものとする。

第9条から第12条まで省略

(補助の条件)

第13条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の

(研修期間等)

第7条 第4条の規定による研修者受入事業の対象となる研修の期間は、研修生1名につき3か月以上2年以内とし、1か月における研修日数は、原則として20日以上とする。ただし、月途中の研修開始又は事故・病気等、または受入先が定める休暇(土日・祝日、長期休暇等)の理由が生じた場合、この限りではない。

2 2年を超える研修を行う事を妨げない。ただし、2年を超える期間については、補助対象としない。

3 第4条の規定による販路開拓支援事業の対象となる市場調査は、複数回あるいは複数名により実施する事を妨げない。

(研修内容等の検討及び状況確認)

第8条 補助事業者は、第4条の規定による研修事業を実施する場合、事前に研修生個別の研修カリキュラムを確認し、また、定期的に研修実施状況の確認を行い、研修修了後は、研修日誌を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条の規定による研修事業を実施する場合、研修を開始して3ヶ月を経過した時点で、定期的な研修実施状況の確認に合わせて研修生の適性を確認するものとする。

3 補助事業者は、第4条の規定による販路開拓支援事業を実施する場合、事前に市場調査の概要等を確認するとともに、市場調査終了後は、調査結果報告書を知事に提出しなければならない。

第9条から第12条まで省略

(補助の条件)

第13条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の

全部または一部を県に納付しなければならないこと。

- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。
- (8) 補助事業者は、四半期ごとに間接補助事業者から補助事業の進捗状況を聞くなど事業の推進に努めること。
- (9) 長期研修生が自己都合により研修を中止・廃止をする場合は、申立書などによりその理由を明らかにさせること。
- (10) 研修生に対する研修補助金及び研修受入生産者等に対する謝金の支払いに関する規程、要綱等を定め、これに基づいて支払うものとする。

(補助事業の変更、中止及び廃止)

第14条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、次の各号のいずれかの変更、中止、若しくは廃止をしようとするときは、事前に知事と協議のうえ、別記第2号様式による補助金変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止、若しくは廃止
 - (2) 研修生の研修の中止
 - (3) 研修生の研修期間の変更
 - (4) 長期研修修了生が行う販路開拓・プロモーション事業の実施期間又は実施地域等の変更
 - (5) 交付決定額の変更をしようとするとき(ただし、交付決定額の30%を超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。)
- 2 知事は、前項の規定により変更(中止・廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 知事は、前項の規定による協議の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

第15条から第17条まで省略

(補助金の支払)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規程に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第5号

全部または一部を県に納付しなければならないこと。

- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。
- (8) 補助事業者は、四半期ごとに間接補助事業者から補助事業の進捗状況を聞くなど事業の推進に努めること。
- (9) 長期研修生が自己都合により研修を中止・廃止をする場合は、申立書などによりその理由を明らかにさせること。
- (10) 研修生に対する研修補助金及び研修受入生産者等に対する謝金の支払いに関する規程、要綱等を定め、これに基づいて支払うものとする。

(補助事業の変更、中止及び廃止)

第14条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、次の各号のいずれかの変更、中止、若しくは廃止をしようとするときは、事前に知事と協議のうえ、別記第2号様式による補助金変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止、若しくは廃止
 - (2) 研修生の研修の中止
 - (3) 研修生の研修期間の変更
 - (4) 長期研修修了生等が行う市場調査の実施期間又は実施地域の変更
 - (5) 市場調査を行う長期研修修了生等の変更
 - (6) 交付決定額の変更をしようとするとき(ただし、交付決定額の30%を超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。)
- 2 知事は、前項の規定により変更(中止・廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 知事は、前項の規定による協議の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

第15条から第17条まで省略

(補助金の支払)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

第19条から第23条まで省略。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。また、この要綱の規定に基づき交付された補助金については第13条第1号から第5号まで、第15条、第16条第3項、第19条、第20条及び第22条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第19条から第23条まで省略。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う。また、この要綱の規定に基づき交付された補助金については第13条第1号から第5号まで、第15条、第16条第3項、第19条、第20条及び第22条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

新	旧
<p>別表第1（第12条、第13条関係） 省略</p> <p>別記 第1号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">市町村長</p> <p style="text-align: center;">年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付申請書</p> <p>年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、 補助金 円の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業区分・事業名</p> <p>（1）短期研修事業 <input type="checkbox"/> 短期研修 <input type="checkbox"/> 長期研修事業 <input type="checkbox"/> 研修環境整備 <input type="checkbox"/> 研修生補助 <input type="checkbox"/> 研修受入生産者等補助 <input type="checkbox"/> 学校運営補助</p> <p>（3）販路開拓・プロモーション事業 <input type="checkbox"/> 販路開拓・市場調査 <u>※当てはまる事業名の <input type="checkbox"/> の中に○を記入してください。</u></p> <p>2 事業の目的</p> <p>3 事業実施期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 から 年 月 日 まで</p>	<p>別表第1（第12条、第13条関係） 省略</p> <p>別記 第1号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">市町村長</p> <p style="text-align: center;">年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付申請書</p> <p>年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、 補助金 円の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業区分</p> <p>（1）短期研修事業 （2）研修環境整備事業 （3）研修者受入事業 （4）販路開拓支援事業 ※事業区分を○で囲んでください。</p> <p>2 事業の目的</p> <p>3 事業実施期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 から 年 月 日 まで</p>

4 対象研修生等の確認

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
一 般 財 源		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	事業名	予 算 額	備 考 (積算根拠等)
短期研修事業	短期研修		
長期研修事業	研修環境整備		
	研修生補助		
	研修受入生産者等 補助		
	学校運営補助		
販路開拓・プロモーション事業	販路開拓・市場調査		
計			

4 対象研修生等の確認

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
一 般 財 源		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考 (積算根拠等)
短期研修事業		
研修環境整備事業		
研修者受入事業		
販路開拓支援事業		
計		

予算議決日（又は議決予定日）

年 月 日（予定）

6 事業の負担区分

(単位：円)

事業区分	事業名	補助対象経費	負担区分			
			県補助金	市町村費	その他	計
短期研修事業	短期研修					
		小計				
長期研修事業	研修環境整備					
		小計				
	研修生補助					
		小計				
	研修受入生産者等補助					
		小計				

予算議決日（又は議決予定日）

年 月 日（予定）

6 事業の負担区分

(単位：円)

事業名	補助対象経費	負担区分			
		県補助金	市町村費	その他	計
短期研修事業					
	小計				
研修環境整備事業					
	小計				
研修者受入事業					
	小計				

	学校運営補助					
		小計				
販路開拓・プロモーション事業	販路開拓・市場調査					
		小計				
	合計					

	小計				
販路開拓支援事業					
	小計				
合計					

7 実施研修計画書

短期研修事業 <短期研修>

市町村名		担当課 (担当者)	
事業のPR等	※事業PR方法や研修生の募集方法等を記入してください。		
研修場所			
研修実施予定時期		予定 日数	日
研修受入予定人数			
研修指導者等	※研修指導者の概要等（研修指導者の氏名、年齢、就業経験年数、研修生受入態勢等）を記入してください。		
研修内容等	※研修内容、研修指導者名、研修生指導方法等を記入してください。		
市町村支援内容	※市町村の支援内容（助成方法、助成金額）を記入してください。		
その他	※その他必要な事項を記入してください。		

- (注) 1 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
 2 スケジュールや研修内容等を記載した研修カリキュラム案を添付してください。
 3 複数の研修指導者等で研修を行う際は、主担当と副担当を決めて明記してください。

7 実施研修計画書

短期研修事業 <短期研修>

市町村名		担当課 (担当者)	
事業のPR等	※事業PR方法や研修生の募集方法等を記入してください。		
研修場所			
研修実施予定時期		予定 日数	日
研修受入予定人数			
研修指導者等	※研修指導者の概要等（研修指導者の氏名、年齢、就業経験年数、研修生受入態勢等）を記入してください。		
研修内容等	※研修内容、研修指導者名、研修生指導方法等を記入してください。		
市町村支援内容	※市町村の支援内容（助成方法、助成金額）を記入してください。		
その他	※その他必要な事項を記入してください。		

- (注) 1 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
 2 スケジュールや研修内容等を記載した研修カリキュラム案を添付してください。
 3 複数の研修指導者等で研修を行う際は、主担当と副担当を決めて明記してください。

長期研修事業 <研修環境整備、研修生補助、研修受入生産者等補助、学校運営補助>

市町村名	担当課 (担当者)	
研修受入生産者等	※研修受入生産者の概要等（研修施設等の名称、研修指導者の氏名、年齢、就業経験年数、経営概要、研修生受入態勢等）を記入してください。	
研修生	※研修生の概要（氏名、年齢、新規学卒・U・Iターン別、県内外出身別、その他伝統工芸就業経験、研修希望内容等）を記入してください。	
研修内容等	※研修予定期間、研修内容、研修生指導方法等を記入してください。	
市町村支援内容	※市町村の支援内容（助成方法、助成金額、研修生の待遇内容、研修実施状況の把握方法等）を記入してください。	
その他	※その他必要な事項を記入してください。	

- (注) 1 複数名で実施する場合は、研修生ごとに作成してください。
 2 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
 3 年間スケジュールや研修内容等を記載した研修カリキュラム案を添付してください。
 4 研修生ごとに誓約書と住民票の写しを添付してください。
 5 複数の研修指導者等で研修を行う際は、主担当を決めて指導者全員を明記してください。

研修者受入事業 <長期研修>

市町村名	担当課 (担当者)	
研修受入生産者等	※研修受入生産者の概要等（研修施設等の名称、研修指導者の氏名、年齢、就業経験年数、経営概要、研修生受入態勢等）を記入してください。	
研修生	※研修生の概要（氏名、年齢、新規学卒・U・Iターン別、県内外出身別、その他伝統工芸就業経験、研修希望内容等）を記入してください。	
研修内容等	※研修予定期間、研修内容、研修生指導方法等を記入してください。	
市町村支援内容	※市町村の支援内容（助成方法、助成金額、研修生の待遇内容、研修実施状況の把握方法等）を記入してください。	
その他	※その他必要な事項を記入してください。	

- (注) 1 研修生受入事業の場合は、研修生ごとに作成してください。
 2 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
 3 年間スケジュールや研修内容等を記載した研修カリキュラム案を添付してください。
 4 長期研修の場合は研修生ごとに誓約書と住民票の写しを添付してください。
 5 複数の研修指導者等で研修を行う際は、主担当を決めて指導者全員を明記してください。

販路開拓・プロモーション事業 <販路開拓・市場調査>

市町村名	担当課 (担当者)
事業内容	※販路開拓・市場調査の概要（展示会への出展・調査の目的、出展・調査実施期間、出展・調査実施地域、出展・調査を行う展示会・商談会等の名称、その他販路開拓・調査の具体的内容等）を記入してください。
長期研修修了生等	※長期研修修了生等の概要（氏名、年齢、長期研修修了生の場合は研修実施期間、就業年数、現在の就業場所等）を記入してください。
市町村支援内容	※市町村の支援内容（助成方法、助成金額、調査実施状況及び実施結果の把握方法等）を記入してください。
その他	※その他必要な事項を記入してください。

- (注) 1 複数名で実施する場合は、長期研修修了生等ごとに作成してください。
 2 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
 3 事業スケジュール案を添付してください。
 4 研修修了生等は住民票の写しを添付してください。

販路開拓支援事業

市町村名	担当課 (担当者)
事業内容	※市場調査の概要（調査の目的、調査実施期間、調査実施地域、調査を行う展示会・商談会等の名称、その他調査の具体的内容等）を記入してください。
長期研修修了生等	※長期研修修了生等の概要（氏名、年齢、長期研修修了生の場合は研修実施期間、就業年数、現在の就業場所等）を記入してください。
市町村支援内容	※市町村の支援内容（助成方法、助成金額、調査実施状況及び実施結果の把握方法等）を記入してください。
その他	※その他必要な事項を記入してください。

- (注) 1 複数名で実施する場合は、長期研修修了生等ごとに作成してください。
 2 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
 3 事業スケジュール案を添付してください。
 4 研修修了生等は住民票の写しを添付してください。

8 添付書類

- (1) 長期研修事業の場合は、次に掲げる事項を記載した関係書類等（様式自由）
 - ・ 研修生、研修受入生産者等の選定経過及び結果
 - ・ 研修内容の検討経過及び結果
 - ・ 研修生の待遇方法の検討経過及び結果
 - ・ 研修実施状況の確認方法の検討経過及び結果
 - ・ 研修環境整備において、購入予定品の内容がわかるもの
- (2) 販路開拓・プロモーション事業の場合は、次に掲げる事項を記載した関係書類等
 - ・ 産地組合からの推薦書（様式自由）（長期研修修了生の場合除く。）
 - ・ 販路開拓・市場調査の対象となる展示会・商談会等の情報
- (3) 市町村の助成金交付に際する条件等を規定した規則又は要綱
- (4) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書等（間接補助事業者）
- (5) 誓約書兼同意書（別記第1号様式の1及び2）
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか事業実施内容の説明に必要な資料等

第1号様式の1 省略

第1号様式の2 省略

8 添付書類

- (1) 長期研修の場合は、次に掲げる事項を記載した関係書類等（様式自由）
 - ・ 研修生、研修受入生産者等の選定経過及び結果
 - ・ 研修内容の検討経過及び結果
 - ・ 研修生の待遇方法の検討経過及び結果
 - ・ 研修環境整備状況の確認方法の検討経過及び結果
- (2) 研修環境整備事業の場合は、必ず短期研修及び長期研修のカリキュラム案と研修生の情報を添付してください。
- (3) 販路開拓支援事業の場合は、次に掲げる事項を記載した関係書類等
 - ・ 産地組合からの推薦書（様式自由）（長期研修修了生の場合除く。）
 - ・ 市場調査の対象となる展示会・商談会等の情報
- (4) 市町村の助成金交付に際する条件等を規定した規則又は要綱
- (5) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書等（間接補助事業者）
- (6) 誓約書兼同意書（別記第1号様式の1及び2）
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか事業実施内容の説明に必要な資料等

第1号様式の1 省略

第1号様式の2 省略

第2号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業実施変更（中止・廃止）承認申請書
年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の
決定（又は変更の決定）がありました高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業
費補助金について下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県伝統的工芸品
産業等後継者育成対策事業補助金交付要綱第14条の規定により、申請します。

記

1 事業区分・事業名

(1) 短期研修事業

短期研修

(2) 長期研修事業

研修環境整備

研修生補助

研修受入生産者等補助

学校運営補助

(3) 販路開拓・プロモーション事業

販路開拓・市場調査

※当てはまる事業名の の中に○を記入してください。

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更（中止・廃止）の内容

4 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引増減額
円	円	円

第2号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業実施変更（中止・廃止）承認申請書
年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の
決定（又は変更の決定）がありました高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事
業費補助金について下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県伝統的工芸
品産業等後継者育成対策事業補助金交付要綱第14条の規定により、申請します。

記

1 事業区分

(1) 短期研修事業

(2) 研修環境整備事業

(3) 研修者受入事業

(4) 販路開拓支援事業

※事業区分を○で囲んでください。

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更（中止・廃止）の内容

4 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引増減額
円	円	円

販路 開 拓・プ ロモ ーシ ョン 事業	販路開 拓・市 場調査							販路 開 拓・市 場 調査							
		小 計							小計						
合 計								合 計							

(1) 収入の部 (単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
一般財源		
そ の 他		
計		

(1) 収入の部 (単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
一般財源		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	事業名	予 算 額	備 考 (積算根拠等)
短期研修事業	短期研修		
長期研修事業	研修環境整備		
	研修生補助		
	研修受入生産者 等補助		
	学校運営補助		
販路開拓・プロモーション事業	販路開拓・市場調査		
計			

6 添付書類

別記第1号様式の「8添付書類」に準じ、申立書など変更（中止・廃止）申請の説明に必要な書類を添付してください。

(参考様式1) 省略

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考 (積算根拠等)
短期研修事業		
研修環境整備事業		
研修者受入事業		
販路開拓支援事業		
計		

6 添付書類

別記第1号様式の「8添付書類」に準じ、申立書など変更（中止・廃止）申請の説明に必要な書類を添付してください。

(参考様式2) 省略

第3号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金の交付の決定がありました通知に基づき、下記のとおり高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業を実施しましたので、高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第16条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業区分・事業名

(1) 短期研修事業

短期研修

(2) 長期研修事業

研修環境整備

研修生補助

研修受入生産者等補助

学校運営補助

(3) 販路開拓・プロモーション事業

販路開拓・市場調査

※当てはまる事業名の の中に○を記入してください。

2 事業の成果

第3号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金の交付の決定がありました通知に基づき、下記のとおり高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業を実施しましたので、高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第16条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業区分

(1) 短期研修事業

(2) 研修環境整備事業

(3) 研修者受入事業

(4) 販路開拓支援事業

※事業区分を○で囲んでください。

2 事業の成果

3 収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
県補助金		
一般財源		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	事業名	決 算 額	備 考 (積算根拠等)
短期研修事業	短期研修		
長期研修事業	研修環境整備		
	研修生補助		
	研修受入生産者等 補助		
	学校運営補助		

3 収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
県補助金		
一般財源		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考 (積算根拠等)
短期研修事業		
研修環境整備事業		
研修者受入事業		

5 添付書類

- ・市町村の検査調書の写し
- ・事業実施状況を確認することができる資料（様式自由）等

5 添付書類

- ・市町村の検査調書の写し
- ・事業実施状況を確認することができる資料（様式自由）等

第4号様式 (第16条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金消費税控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金について、高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第16条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業区分・事業名

(1) 短期研修事業

短期研修

(2) 長期研修事業

研修環境整備

研修生補助

研修受入生産者等補助

学校運営補助

(3) 販路開拓・プロモーション事業

販路開拓・市場調査

※当てはまる事業名の の中に○を記入してください。

2 高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第17条の規定による補助金の確定額

金 円

第4号様式 (第16条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金消費税控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金について、高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第16条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業区分

(1) 短期研修事業

(2) 研修環境整備事業

(3) 研修者受入事業

(4) 販路開拓支援事業

※事業区分を○で囲んでください。

2 高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第17条の規定による補助金の確定額

金 円

3	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
4	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
5	補助金返還相当額	金	円

(注) 間接補助事業者別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

3	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
4	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
5	補助金返還相当額	金	円

(注) 間接補助事業者別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

第5号様式（第18条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で（変更）交付の決定通知がありました補助金について、
年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第18条の規定により、下記の
とおり請求します。

記

1 交付決定額	金	円
2 既 交 付 額	金	円
3 今回請求額	金	円
4 残 額	金	円

第6号様式 (第20条関係)

年 月 日
高知県知事 様

市町村長

高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金滞在活動報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業に関し、 年度の滞在活動状況について、高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業補助金交付要綱第20条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 長期研修修了者名

2 長期研修修了後の状況

※長期研修を受けた方の滞在活動報告など活動状況のわかる資料を添付してください。

(参考様式2) 省略

第5号様式 (第20条関係)

年 月 日
高知県知事 様

市町村長

高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金滞在活動報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業に関し、 年度の滞在活動状況について、高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業補助金交付要綱第20条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 長期研修修了者名

2 長期研修修了後の状況

※長期研修を受けた方の滞在活動報告など活動状況のわかる資料を添付してください。

(参考様式3) 省略

--	--